

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名	開始 変更 廃止 日 日 日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
都市局指定管理者審査 選定委員会事務	市長 都市局 都市計画部 都市総務課	平成26年4月1日	さいたま市の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき設置された委員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。	委員	○	○	○		○		
地籍調査事業	市長 都市局 都市計画部 都市総務課	令和2年10月14日 令和5年11月22日	地籍調査における土地所有者等の調査及び地籍境界調査票の管理を行う。	浦和区針ヶ谷1丁目、2丁目及び北浦和2丁目、3丁目土地を所有する者	○		○				
地区計画業務	市長 都市局 都市計画部 都市計画課	昭和58年10月15日 令和4年4月1日	地区計画とは、地区にふさわしい土地利用を実現するため、地区住民の意向に沿って決められる都市計画制度。地区内で建築等を行う場合、届出が必要となる。(地区計画区域内の土地所有者等の把握、意向調査の実施、都市計画原案縦覧受付・意見書処理)	地区計画区域内の土地所有者等	○	○	○		○		
都市計画説明会等受付 事務	市長 都市局 都市計画部 都市計画課	平成13年5月1日	都市計画に関する説明会等の出席受付を行う。	都市計画説明会等出席者	○						
都市計画案縦覧受付事務	市長 都市局 都市計画部 都市計画課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	都市計画法第17条第1項の規定に基づく都市計画案の縦覧の受付を行う。	都市計画案縦覧者	○	○					
都市計画案意見書処理 事務	市長 都市局 都市計画部 都市計画課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	都市計画法第17条第2項の規定に基づき都市計画案に対して提出された意見書の受付、処理を行い、個人情報を排除したうえで、都市計画審議会資料として提示する。	都市計画案意見書提出者	○	○			○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
都市計画審議会委員委 嘱事務	市長 都市局 都市計画部 都市計画課	平成13年5月1日 平成31年1月28日	さいたま市都市計画審議会条例第2条及び第3条に基づく委員、臨時委員及び専門委員の任命及びこれに付随する事務を行う。	さいたま市都市計画審議会委員、臨時委員及び専門委員	○	○	○		○		
都市計画権利者調査事務	市長 都市局 都市計画部 都市計画課	平成13年5月1日	都市計画に係る区域内の土地・家屋所有者等権利者、物件の把握及び都市計画説明会の通知などを行う必要があるため、その調査を行う。	都市計画に係る区域内の土地・家屋権利者	○		○				
国土利用計画法届出受理	市長 都市局 都市計画部 都市計画課	平成13年5月1日 令和2年4月1日	国土法第23条に基づき、大規模な土地取引に関する届出書を受理する	法で定める規模の土地取引を行った者	○		○				
優良宅地認定事務	市長 都市局 都市計画部 都市計画課	平成13年5月1日 令和2年4月1日	租税特別措置法に基づく優良宅地申請の審査・認定事務を行う	優良宅地申請者	○				○		
開発行為等の許可・承認事務	市長 都市局 都市計画部 都市計画課	平成13年5月1日 令和5年7月7日	開発行為申請等に対する相談、審査、許可、承認、証明を行う。また、開発登録簿の閲覧を行う。	開発申請者・設計者・土地権利者	○	○	○		○	○	
都市計画基礎調査事務	市長 都市局 都市計画部 都市計画課	平成13年5月1日 令和6年1月25日	都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うために利用する。また、都市計画の妥当性についての説明責任を果たすため、調査結果を公表（オープンデータ化）するために利用する。	建築確認申請者、農地法第4条届出人、農地法第5条譲受人及び譲渡人、水道契約者	○		○		○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供	
					一般的取扱情報					要配慮		
					基本	経歴	経済	心身	生活			
都市計画マスタープラン貸出事務	市長 都市局 都市計画部 都市計画課	平成13年5月1日	平成11年作成の都市計画マスタープラン（旧浦和市、旧大宮市、旧与野市）の貸出を行う際の貸出記録	都市計画マスタープラン貸出希望者	○							
都市計画審議会傍聴受付事務	市長 都市局 都市計画部 都市計画課	平成13年5月1日 平成31年1月28日	さいたま市都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱に基づき公開された会議の傍聴者の受付を行う。	都市計画審議会傍聴者	○							
景観表彰事務	市長 都市局 都市計画部 都市計画課	平成6年7月15日 令和5年7月7日	景観表彰の募集、応募作品の特定及び受賞者への連絡等、円滑な運営を行うため。	建築主、行為者、応募者及び被表彰者	○					○		
都市計画公聴会傍聴受付事務	市長 都市局 都市計画部 都市計画課	平成14年10月16日	都市計画の案の作成に係る公聴会の傍聴者の受付を行う。	都市計画公聴会傍聴者	○							
都市計画公述申出書処理事務	市長 都市局 都市計画部 都市計画課	平成14年9月4日	都市計画の案の作成に係る公聴会に対して、提出された公述申出書の処理を行う。	都市計画公述申出者	○	○				○		
違反広告物ボランティア撤去事務	市長 都市局 都市計画部 都市計画課	平成18年3月1日 令和4年4月1日	違反広告物の撤去を行う市民ボランティア組織を設立することで、良好な景観形成について市民意識を醸成するとともに、違反広告物の簡易除去体制の一層の充実を図る。	本市内に在住・在勤・在学する20歳以上の方	○	○						

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名	開始 変更 廃止 日 日 日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
都市マスによる協働のまちづくり推進	市長 都市局 都市計画部 都市計画課	平成18年7月3日	さいたま市都市計画マスタープランに掲げる「参加と協働によるまちづくり」を推進するため、シンポジウムの開催、地域別まちづくり構想策定のための地域組織の設立・運営等を行い、市民・事業者等のまちづくりへの参画を促進する。	まちづくりへの参画希望者等	○						
		平成26年4月3日									
屋外広告物講習会受講受付事務	市長 都市局 都市計画部 都市計画課	平成19年9月10日	さいたま市屋外広告物条例第28条に基づき、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を習得させることを目的として屋外広告物講習会を開催するにあたり、受講申込書を受付する。	受講者	○	○		○			
		平成23年2月3日									
開発審査会事務	市長 都市局 都市計画部 都市計画課	平成15年4月1日	都市計画法に基づき設置された開発審査会に係る開発許可及び審査請求等に関する審議等の事務処理を行う。	審査会委員、審査請求に係る関係者	○	○	○				
		令和4年4月1日									
土地利用審査会事務	市長 都市局 都市計画部 都市計画課	平成15年4月1日	国土計画法に基づき設置された土地利用審査会の事務処理を行う。	委員	○	○	○				
		令和2年4月1日									
景観審議会委員委嘱事務	市長 都市局 都市計画部 都市計画課	平成22年10月1日	さいたま市景観審議会条例に基づく委員、臨時委員の任命及びこれに付随する事務を行う。	さいたま市景観審議会委員、臨時委員、専門部会委員	○	○	○		○		
		平成31年1月28日									
景観審議会傍聴受付事務	市長 都市局 都市計画部 都市計画課	平成22年10月1日	さいたま市景観審議会の会議の公開に関する取扱要綱に基づき公開された会議の傍聴者の受付を行う。	景観審議会傍聴者	○						
		平成31年1月28日									

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名	開始 変更 廃止 日 日 日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
屋外広告業登録事務	市長 都市局 都市計画部 都市計画課	平成18年10月1日	さいたま市屋外広告物条例に基づき、市内で屋外広告業を営もうとする者から、登録申請等を受け付け、審査後、登録した旨の通知書を発行する。	申請者及び届出者	○	○					
都市計画推進事業における使用写真の募集	市長 都市局 都市計画部 都市計画課	平成24年8月1日	都市計画マスタープランの改定にあわせて、冊子の挿画として使用する写真を公募し掲載するもの。また、使用されなかった写真に関しても、今後の資料で使用する。	応募者	○						
都市計画提案受付業務	市長 都市局 都市計画部 都市計画課	平成16年3月12日	都市計画提案制度は、土地所有者等が一定の条件を満たした上で、市に都市計画の決定または変更の提案ができるもので、提案区域内の土地所有者等の情報や合意状況など、条件適合の確認に必要な個人情報を取り扱う。(都市計画提案の受付、提案区域内の土地所有者等と所有地積、及び合意状況の把握、提案資料の処理)	地区計画区域内の土地所有者等	○	○	○			○	
さいたま都市計画高度地区制限の緩和にかかる手続事務	市長 都市局 都市計画部 都市計画課	平成25年8月1日	高度地区は、市街地環境の維持のため、建築物の高さを定める都市計画制度。一定の条件を満たすものに対して制限の緩和措置を設けている。制限の緩和を行う場合、申請を行う必要があり、申請内容が高度地区に関する運用基準に適合しているか審査する。	高度地区の制限緩和手続許可(認定)申請書の申請者	○	○	○			○	
低未利用土地等審査事務	市長 都市局 都市計画部 都市計画課	令和2年7月1日	租税特別措置法に基づく低未利用土地等確認申請書の審査・低未利用土地等確認書交付事務を行う	低未利用土地等確認申請書の申請者	○	○	○			○	
既成市街地等に準じる区域の証明発行事務	市長 都市局 都市計画部 都市計画課	令和2年7月28日	租税特別措置法第37条の5の適用を受けるために、申請に基づき、該当する土地が国土交通大臣の指定した既成市街地等に準じる区域内にあることの証明書を発行するもの。	証明申請者	○						

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
次世代道路網あり方委員会委員委嘱事務	市長 都市局 都市計画部 都市計画課	令和4年1月7日 令和4年11月28日	次世代道路網あり方委員会設置要綱第3条に基づく委員の任命及びこれに付随する事務を行う。	次世代道路網あり方委員会委員	○	○	○		○		
次世代道路網あり方委員会傍聴受付事務	市長 都市局 都市計画部 都市計画課	令和4年1月14日 令和4年11月28日	次世代道路網あり方委員会傍聴要領に基づき公開された会議の傍聴者の受付を行う。	次世代道路網あり方委員会傍聴者	○						
バリアフリー基本構想策定事務	市長 都市局 都市計画部 交通政策課	平成23年4月1日 令和4年4月1日	「さいたま市バリアフリー基本構想」の進行管理にあたり、さいたま市バリアフリー専門部会委員及びまちあるき勉強会参加者への事務連絡及び報酬等の支払いに関する個人情報の取得を行う。まちあるき勉強会に関しては、当日実施状況の写真を撮影し、冊子等に掲載する。	さいたま市バリアフリー専門部会委員及びまちあるき勉強会参加者	○		○	○	○	○	
バス対策事業におけるアンケート実施事務	市長 都市局 都市計画部 交通政策課	平成26年12月2日	現在運行しているコミュニティバス等の運行ルート沿線の市内在住者を対象に、利用状況に関する調査を実施する。対象者は、住民基本台帳からの無差別抽出により選定する。調査結果は、今後の施策や事業の推進に反映させる。	住民基本台帳から抽出した市内在住者	○				○		
東京都市圏交通計画協議会業務	市長 都市局 都市計画部 交通政策課	平成30年7月1日 令和4年10月31日	東京都市圏交通計画協議会においては、人や物の動きを捉え将来まちづくりや交通計画などを検討するための基礎資料を得ることを目的に、市内在住者を対象とするパーソントリップ調査や市内事業所機能を把握する物資流動調査を実施する。調査の結果は、様々なまちづくりの検討に活用する。	住民基本台帳から抽出した市内在住者及びその世帯構成員	○	○	○	○	○		
地域公共交通協議会運営事務	市長 都市局 都市計画部 交通政策課	平成30年3月1日	さいたま市地域公共交通協議会条例に基づき設置された、さいたま市地域公共交通協議会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡を行う。選任された委員については、略歴を公表し、名簿は総務課へ報告する。	地域公共交通協議会委員	○	○	○				

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
都市交通戦略推進委員会運営事務	市長 都市局 都市計画部 交通政策課	平成24年1月18日	さいたま市都市交通戦略推進委員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡を行う。選任された委員については、略歴を公表し、名簿を総務課へ報告する。	都市交通戦略推進委員会委員	○	○	○				
さいたま市自転車等駐車対策協議会	市長 都市局 都市計画部 自転車まちづくり推進課	平成13年5月1日 令和3年3月22日	放置禁止区域の指定及び変更その他自転車の放置防止対策に関する重要な事項について協議すること。学識経験者、自治会代表者、鉄道事業者等の関係団体、警察行政機関により構成される。	さいたま市自転車等駐車対策協議会委員	○	○					
市営北与野駅北口地下駐車場事務	市長 都市局 都市計画部 自転車まちづくり推進課	平成13年5月1日 令和4年11月25日	さいたま市営北与野駅北口地下駐車場条例に基づき、市が設置する有料の駐車場の管理・運営を行うもの。	定期駐車券交付申請者	○		○			○	
市営岩槻駅東口公共駐車場事務	市長 都市局 都市計画部 自転車まちづくり推進課	平成16年4月1日 令和4年11月25日	さいたま市営岩槻駅東口公共駐車場条例に基づき、市が設置する有料の駐車場の管理・運営を行うもの。	定期駐車券交付申請者	○		○			○	
自転車利用に関するアンケート実施事務	市長 都市局 都市計画部 自転車まちづくり推進課	平成26年10月15日	(仮称) さいたま自転車総合利用計画策定のデータ資料とするため、自転車利用に関するアンケート調査を実施する。調査結果は、今後の施策や事業の推進に反映させる。	住民基本台帳から抽出した市内在住者	○				○		
パパ・ママ自転車安全推進サポーター事業	市長 都市局 都市計画部 自転車まちづくり推進課	平成27年8月1日 令和3年5月13日	市内に在住し、1歳以上かつ小学校就学の始期までの期間が1年以上ある幼児を2人以上養育する者に、自転車安全講習会への参加等を条件にパパ・ママ自転車安全推進サポーターに認定するとともに、3人乗り電動アシスト付自転車の購入費補助を行う。	パパ・ママ自転車安全推進サポーター事業申込者	○		○		○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
自転車文化醸成に資する事業に係るさいたま市後援事務	市長 都市局 都市計画部 自転車まちづくり推進課	令和4年2月18日	民間団体等が主催する自転車文化醸成に資するイベント等の事業に対して、市が後援するため、自転車文化醸成に資する事業に係るさいたま市後援事務取扱要領に基づき、後援に係る申請等事務を行う。	後援に係る承認申請者及び申請者が所属する団体役員	○	○					
さいたま市自転車等駐車場補助金事務	市長 都市局 都市計画部 自転車まちづくり推進課	平成13年5月1日	さいたま市内に民営自転車等駐車場を設置する者に対し、さいたま市自転車等駐車場補助金交付要綱に基づき建設補助金を交付する。	補助金交付対象要件を具備した申請者	○		○				
放置自転車追放ポスターコンクール事務	市長 都市局 都市計画部 自転車まちづくり推進課	平成16年4月1日	啓発ポスターの作成を通じ、児童の放置自転車に対する関心を高めるとともに、各家庭から放置自転車追放の意識の高揚を図ることを目的とする。応募者全員に参加賞、入賞者には賞状及び記念品を贈呈する。参加作品は市内施設に展示し、入賞作品を啓発用ポケットティッシュ作成等に活用する際は、作者の公表も行う。	市内小学校在校生	○	○					
市の花普及事務	市長 都市局 みどり公園推進部 みどり推進課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	市の花サクラソウの普及啓発を図るため、サクラソウの市内各所への展示、品評会を行っている。品評会の出品募集については、市報さいたまによる他、埼玉さくらソウ会会員に案内をして、PRを図っている。	埼玉さくらソウ会会員及び品評会応募者	○	○			○		
記念樹の贈呈事務	市長 都市局 みどり公園推進部 みどり推進課	昭和48年4月1日 令和4年4月1日	家庭の緑化を推進するため、婚姻・出生・新築の際に、記念樹として、苗木を贈呈する。配布方法は、それぞれ、引換券を用いて行い、また、配布者の中から抽出して無記名アンケートを実施する。	記念樹受領者	○				○		
「緑の基本計画」貸出事務	市長 都市局 みどり公園推進部 みどり推進課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	「緑の基本計画書」の貸出	貸出申出者	○						

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
埼玉県立安行武南自然公園の管理事務	市長 都市局 推進部 みどり公園 推進課	昭和35年11月4日 令和4年4月1日	安行武南自然公園内において、埼玉県立自然公園条例に定める行為を行おうとする者は、その届を市に提出し、市は、意見を付して県に進達する。	埼玉県立自然公園条例に定める行為届出者	○						
ふるさと埼玉の緑を守る条例に係る事務	市長 都市局 推進部 みどり公園 推進課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	「ふるさととの景観地・森及び並木道」の指定事務として指定地或台帳の整備及び「区域内行為届出書」を受領する事務、県が開発行為等と締結した「緑の管理協定書」、知事が委嘱した「緑の推進委員」の名簿及び「緑の推進委員」の活動に関する報告を県から收受する事務。	ふるさととの景観地等指定地の土地所有者等、緑の管理協定書締結者、緑の推進委員。	○	○	○		○		○
荒川近郊緑地保全区域の管理事務	市長 都市局 推進部 みどり公園 推進課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	荒川近郊緑地保全区域内において、首都市近郊緑地保全法に定める行為を行おうとする者から、その届出を受領する	法律に定める行為届出者	○						
市民緑地関係事務	市長 都市局 推進部 みどり公園 推進課	平成7年4月1日 令和4年4月1日	市街地の平地林等について保全を図るため、都市緑地保全法に基づき、市が土地所有者と契約を結び、利用できる緑地として開放する。	市民緑地の土地所有者及び候補地の所有者	○		○		○		○
生産緑地及び特定生産緑地の指定・管理・解除事務	市長 都市局 推進部 みどり公園 推進課	平成3年4月26日 令和4年5月18日	生産緑地法に基づき、生産緑地及び特定生産緑地の指定、管理及び薄葬事務を行う	生産緑地及び特定生産緑地（候補地を含む）の所有者及びその利害関係人	○		○			○	○
生産緑地の指定に関する意向調査事務	市長 都市局 推進部 みどり公園 推進課	平成3年4月26日 令和4年4月1日	生産緑地法の施行時（平成3年4月）において、市街化区域内の農地を生産緑地として指定（都市計画決定）する際、当該区域内に農地を所有する者の意向を確認した。以後、市街化調整区域を市街化区域に編入する場合、当該区域内に農地を所有する者には、同様に実施する。	農地所有者。ただし指定を行った所有者は「生産緑地の指定管理解除」に含まれるのでここでは除外する	○				○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
ふるさと歩道管理事務	市長 都市局 推進部 みどり公園 みどり推進課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	ふるさと歩道の維持管理事務を行うため、協力者の氏名・連絡先を収集し、謝金支払いのために利用する。	ふるさと歩道の協力者	○						
自然緑地及び保存緑地の指定保全事務	市長 都市局 推進部 みどり公園 みどり推進課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	さいたま市みどりの条例第6条に基づく保全区域としての指定を行うとともに、同条例第11条の規定により助成措置を行い保全を図る。	自然緑地・保存緑地の所有者及び管理者並びに候補地の所有者	○		○		○		○
緑地の取得事務	市長 都市局 推進部 みどり公園 みどり推進課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	景観若しくは自然的環境に優れている緑地を取得し、もって市民全体の財産として恒久的に保全する。	景観若しくは自然的環境に優れている緑地の所有者	○	○	○		○		
みどりの街並みづくり助成受付事務	市長 都市局 推進部 みどり公園 みどり推進課	平成20年7月1日 令和5年3月9日	建築物及び公衆用道路に面する敷地の緑化を行う者に対して、緑化に係る経費の一部を助成する「みどりの街並みづくり助成事業」における、助成金交付申請書から助成金交付請求書に至る提出書類を受理及び審査する。	市民及び事業者	○		○		○		
さいたま市みどりの功労賞	市長 都市局 推進部 みどり公園 みどり推進課	平成21年9月1日 令和4年4月1日	さいたま市みどりの条例第23条に基づき、自主的に寄付行為又は活動を行う市民、緑化団体、事業者その他みどりの保全及び緑化の推進に寄与したと認められる者で、地域社会への功績が顕著であり、かつ、他の模範となる者に、さいたま市みどりの功労賞を贈り、その功労を表彰することが目的である。	市民	○	○					
みどり愛護会事務（どんぐりの里親）	市長 都市局 推進部 みどり公園 みどり推進課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	さいたま市みどり愛護会の事務局として、同推進会を適正に運営するためにボランティアを募集し、ボランティアの会員名簿を作成し、必要な事務連絡等を行う。また、里親を募集し、どんぐりの里親の名簿を作成し、必要な事務連絡等を行う。	ボランティア会員	○		○		○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま市花いっぱい運動推進会事務	市長 都市局 みどり公園 推進部 推進課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	さいたま市花いっぱい推進会の事務局として、同推進会を適正に運営するために、ボランティアの会員名簿及び同会事業実施のための参加者名簿を作成し、必要な事務連絡等を行う。	ボランティア会員及び事業参加者	○						
さいたま市公園緑地協会補助金交付事務	市長 都市局 みどり公園 推進部 推進課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	公益財団法人さいたま市公園緑地協会が行っている生垣助成事業及び保存樹木奨励事業に対し適正に補助金を交付するために、当該事業に対する申請を受け付け審査を行う。	補助金交付申請者	○						
みどりの祭典事務	市長 都市局 みどり公園 推進部 推進課	平成16年4月1日 令和6年3月13日	さいたましみどりの祭典の事務局として、実行委員会を適正に運営するために、実行委員会委員名簿を作成し、必要な事務連絡を行う。	実行委員会委員	○	○			○		
花とみどりのまちづくり審議会運営事務	市長 都市局 みどり公園 推進部 推進課	平成17年11月2日 令和4年4月1日	みどりの条例に基づき設置された花とみどりのまちづくり審議会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。委員の一部を市民から公募し、審査の上、結果を本人に通知する。選任された委員は名前と略歴を公表し、名簿は総務課及び秘書課へ報告する。	審議会委員及び委員公募応募者	○	○	○		○		
講習会及びワークショップ等開催事務	市長 都市局 みどり公園 推進部 推進課	平成13年5月1日 令和5年11月10日	緑のカーテン講習会及びワークショップ等を開催するにあたり、参加者を市報や市ホームページで募集し、抽選等により参加者を決定し結果通知を送付する。	講習会及びワークショップ等申込者、講師	○		○				
見沼田圃土地利用申出事務	市長 都市局 見沼田圃政 策推進課	平成13年5月1日 令和5年11月10日	見沼田圃内で土地利用を行う場合は、「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」にのっとり、土地利用申出書を県又は市に提出することになっており、県又は市で土地利用申出書を受付後、その土地利用申出にに基づき市の関係各課との調整を図り、事務処理を行う。	見沼田圃内の土地利用申出者、申出者の親族、申出代理人、工事施工者、土地所有者、申出地の隣地土地所有者	○		○		○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
見沼田圃に関する市民協働事業等事務	市長 都市局 みどり公園推進部 見沼田圃政策推進課	平成19年10月1日 令和4年4月1日	見沼田圃において市民と協働で行う事業等における、応募者や参加者への情報提供等	申込者等	○	○			○		
見沼田圃基本計画に係る事務	市長 都市局 みどり公園推進部 見沼田圃政策推進課	平成29年6月26日 令和4年4月1日	さいたま市見沼田圃基本計画とそのアクションプランの策定・推進にあたり、各種アンケートや調査の実施、説明会等を開催するため、アンケートの回収や説明会の参加希望者の募集等を行う。	対象者、申込者等	○	○	○		○		
見沼田んぼ桜回廊サポーター制度運用事務	市長 都市局 みどり公園推進部 見沼田圃政策推進課	令和2年12月15日 令和4年4月1日	見沼田んぼ桜回廊サポーター制度の運用及びサポーターへの情報提供等	見沼田んぼ桜回廊サポーター制度申込者	○	○			○		
公園建設用地の取得事務	市長 都市局 みどり公園推進部 染谷・加田屋地区整備室	令和4年4月1日	公園予定地土地所有者との用地取得交渉及び取得に伴う登記手続きの事務を行う。	土地所有者	○		○				
公園・広場等の計画・整備事務	市長 都市局 みどり公園推進部 染谷・加田屋地区整備室	令和4年4月1日	公園・広場等の整備に当たり、関係者の意見や要望等を踏まえ、計画・設計等を行う。	周辺住民等の関係者	○		○		○		
公園建設用地の取得事務	市長 都市局 みどり公園推進部 都市公園課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	公園予定地土地所有者との用地取得交渉及び、取得に伴う登記手続きの事務を行う。	土地所有者	○		○				

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
公園予定地占用許可事務	市長 都市局 みどり公園 推進部 都市公園課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	さいたま市都市公園条例に基づく占用物件の設置許可を行う。	占用許可申請者。	○						
公園予定地行為許可事務	市長 都市局 みどり公園 推進部 都市公園課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	さいたま市都市公園条例に基づく、行為許可を行う。	行為許可申請者。	○						
民間児童遊園地等整備事務	市長 都市局 みどり公園 推進部 都市公園課	平成13年5月1日 令和4年11月9日	土地所有者の協力により地元自治会が設置し、管理運営を行う児童遊園地等に対し、必要な助成措置を講じ、その整備促進を図る。	民間児童遊園地建設用地土地所有者。	○		○				
公園業務委託契約事務	市長 都市局 みどり公園 推進部 都市公園課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	さいたま市都市公園条例に基づく、公園施設及び公園予定地に関する委託契約。	委託契約業者	○		○				
都市公園等の計画・整備事務	市長 都市局 みどり公園 推進部 都市公園課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	都市公園等の整備・修繕・改修に当たり、関係者等の意見や要望などを踏まえ、計画・設計等を行う。	周辺住民等の関係者	○				○		
さいたま市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会事務	市長 都市局 みどり公園 推進部 都市公園課	令和3年7月1日 令和4年4月1日	都市公園法に基づき、公募対象公園施設設置等予定者の選定に関する事項について審議する。	さいたま市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会の委員	○	○	○				

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
生産緑地に係る証明事務	市長 都市局 推進部 みどり公園 北部公園整備課	平成3年4月26日 令和4年4月1日	生産緑地であるか否かについての証明を行うこと	証明を願う者	○						
風致地区内行為許可事務	市長 都市局 推進部 みどり公園 北部公園整備課	平成14年4月1日 令和4年4月1日	都市における良好な自然的景観の維持を図るため、風致地区内において許可が必要な行為をしようとする者からさいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づき行われる申請を受け付け、審査し、適正に許可を行うもの	風致地区内での行為の許可申請をした者	○						
納税猶予に関する証明及び確認事務	市長 都市局 推進部 みどり公園 北部公園整備課	平成13年5月1日	租税特別措置法に基づき、農地の贈与税・相続税の納税猶予制度に係る証明の申請を受け付け、適正に証明書を発行する。	申請者	○						
緑化推進協議及び完了報告・検査に関する事務	市長 都市局 推進部 みどり公園 南部公園整備課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	みどり豊かで潤いのある環境の形成を図るため、さいたま市みどりの条例第19条、第20条の規定により、開発事業者等が行う敷地内の緑化及び緑化推進協議及び完了報告等を受け付け、協議や検査を行う。	緑化推進協議の届出者	○		○				
まちづくり専門家派遣事務	市長 都市局 推進部 まちづくり 総務課	平成13年5月1日 平成25年5月16日	「さいたま市まちづくり専門家派遣要綱」に基づき、まちづくり活動を行うグループからの専門家派遣申請を受け付け、審査し、市に登録しているまちづくり専門家をグループの集会や研究会等に派遣する。	まちづくり専門家登録申請者及び登録者、まちづくりグループ構成員	○	○	○		○		
まちづくり支援補助金交付関係事務	市長 都市局 推進部 まちづくり 総務課	平成13年5月1日	市民の自主的なまちづくり活動を促進するため、さいたま市まちづくり支援補助金交付要綱に基づき、市街地の計画的な整備を推進しようとする団体から補助金申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。	申請団体の構成員	○	○	○	○	○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
まちづくり相談関連事務	市長 都市局 まちづくり 推進部 まちづくり 総務課	平成13年5月1日	まちづくりに関する相談を受け付け、まちのルールづくりや計画的な市街地整備等について、まちづくり支援制度の案内等を行っている。	相談者	○	○	○		○		
旧啓発地区関連資料取扱事務	市長 都市局 まちづくり 推進部 まちづくり 総務課	平成13年5月1日	過去に実施されていた土地区画整理事業の啓発に係る資料を保管し、問い合わせ等に活用する。	土地区画整理事業啓発地区内関係権利者	○		○		○		
土地・建物権利者調査事務	市長 都市局 まちづくり 推進部 まちづくり 総務課	平成21年8月13日	土地区画整理事業長期未着手地区の解消に向けて、新たなまちづくり方針等を地区住民との協働によって検討するため、関係権利者との権利内容を収集し、周知等に活用する。	土地区画整理事業長期未着手地区内の関係権利者	○		○		○		
与野本町駅周辺地区まちづくりマスタープラン推進事務	市長 都市局 まちづくり 推進部 まちづくり 総務課	平成27年11月30日	与野本町駅周辺地区まちづくりマスタープランに位置付けられた『中央区役所周辺をはじめとした3拠点の強化』の実現に向け、地域住民との協働による検討や、関係権利者への周知等に活用する。	与野本町駅周辺権利者、ワークショップ参加者等	○		○		○		
補助金等交付事務	市長 都市局 まちづくり 推進部 市街地整備 課	平成13年5月1日 令和3年7月1日	所管する市街地開発事業及び都市再生整備計画事業等における補助金等の申請並びに交付を行い、事業の推進を図る。	地区内権利者	○	○	○		○		
建築行為等許可事務	市長 都市局 まちづくり 推進部 市街地整備 課	平成13年5月1日 平成19年4月1日	大都市法第7条及び土地区画整理事業法第76条等の建築行為等の許可事務及び区画整理地内における開発行為等事前協議指導事務	区画整理地内における建築行為等申請者	○		○		○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
土地区画整理事業に関する清算事務	市長 都市局 まちづくり 推進部 市街地整備課	平成12年4月1日 平成31年4月1日	換地を定めたことにより生ずる不均衡（換地を定めなかったことによるものを含む）を清算するため、土地区画整理法に基づき、清算金の決定、通知、徴収・交付、滞納処分、管理等を行う。	地区内権利者	○		○		○		
土地区画整理事業に関する設計、計画事務	市長 都市局 まちづくり 推進部 市街地整備課	平成28年1月7日 平成31年4月1日	土地区画整理事業を施行するため、地区内の権利状況を把握し、換地設計、換地計画、事業計画、実施計画等の各種設計及び計画を策定する。また、策定にあたっては、土地区画整理法に基づき、公衆の縦覧や利害関係者の意見書の受付を行う。	地区内権利者、縦覧者、意見書提出者	○		○		○		
個人及び組合施行の土地区画整理事業認可及び管理事務	市長 都市局 まちづくり 推進部 市街地整備課	平成31年4月1日	土地区画整理法に基づき、個人及び組合による土地区画整理事業の施行、計画等の認可を行い、施行にあたり必要となる連絡調整等を行う。また、認可にあたっては、同法に基づき公衆の縦覧や利害関係者の意見書の受付を行う。	地区内権利者、縦覧者、意見書提出者	○		○		○		
土地区画整理事業の施行に関する取扱事務	市長 都市局 まちづくり 推進部 市街地整備課	平成31年4月1日	土地区画整理事業の施行に伴う、権利者への各種通知、建築物等の移転又は除却に対する補償、公共施設及び宅地の整備、保留地の売買及び事業地の管理等を行う。また、事業施行にあたり、円滑な事業の推進を図るため、必要に応じて、権利者の意向確認等を含めた地元調整を行うとともに事業に関する情報の提供を行う。	地区内権利者、事業関係者	○	○	○	○	○		
土地区画整理事業に関する各種証明事務	市長 都市局 まちづくり 推進部 市街地整備課	平成31年4月1日	土地区画整理事業に伴う換地等の諸情報について、申請者の求めに応じ、各種証明を行う。	申請者	○						
土地区画整理事業に関する審議会運営事務	市長 都市局 まちづくり 推進部 市街地整備課	平成31年4月1日 令和5年7月5日	換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する特定の事項について審議するため、土地区画整理法に基づき、委員の選挙又は選任を行い、必要な連絡調整等を行う。	委員、選挙人、学識経験者、委員候補者	○	○	○		○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
土地区画整理事業に関する評価員設置事務	市長 都市局 まちづくり 推進部 市街地整備 課	平成31年4月1日	土地及び土地について存する権利の価額等の評価について、意見の聴取を行うため、土地区画整理法に基づき、委員の選任を行い、必要な連絡調整等を行う。	評価員	○	○	○		○		
土地区画整理事業の施行地区内における建築行為等の許可事務	市長 都市局 まちづくり 推進部 市街地整備 課	平成31年4月1日 令和5年7月5日	土地区画整理法に基づき、施行地区内での建築行為に対する許可を行う。また、許可あたっては、建築行為等が事業の施行の障害となるかを判断するため、事前相談及び事前協議を行い、必要に応じて申請に対する意見を行う。	申請者、関係権利者、代理人	○		○				
土地区画整理事業の施行地区内における開発行為の事前協議指導事務	市長 都市局 まちづくり 推進部 市街地整備 課	平成31年4月1日	都市計画法に基づいて、施行地区内で行われる開発行為の協議等を行う。	開発行為申請者、関係地権者	○		○				
市街地再開発事業に関する認可等業務	市長 都市局 まちづくり 推進部 市街地整備 課	令和3年7月1日	都市再開発法に基づき、市街地再開発事業の施行、計画等の認可を行い、施行にあたり必要となる連絡調整等を行う。また、認可にあたっては、同法に基づき公衆の縦覧や利害関係者の意見書の受付を行う。	地区内権利者、縦覧者、意見書提出者	○	○	○		○		
市街地再開発事業に関する各種証明の交付等	市長 都市局 まちづくり 推進部 市街地整備 課	令和3年7月1日	市街地再開発事業に関する各種証明の交付等を行う。	各種証明の申請者	○	○			○		
都市再生特別措置法に関する認定等事務	市長 都市局 まちづくり 推進部 市街地整備 課	令和3年7月1日	都市再生特別措置法における都市利便増進協定及び都市再生推進法人の認定等を行う。	申請者	○	○					

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
租税特別措置法施行令に関する認定事務	市長 都市局 まちづくり推進部 市街地整備課	平成14年3月27日	租税特別措置法施行令に基づく特定民間再開発事業及び地区外転出事務の認定を行う。	申請者、地区内権利者、建築主	○		○		○	○	
市補助金交付関係業務	市長 都市局 まちづくり推進部 区画整理支援課	平成12年4月1日 令和3年6月1日	区画整理事業に伴う契約、補償金支払いなどの業務	補償対象者	○		○				
西大宮駅周辺整備に関する事務	市長 都市局 まちづくり推進部 日進・指扇周辺まちづくり事務所	平成20年4月1日	西大宮駅周辺整備に関し、地権者との打合せ、意向把握・調整等の事務を行い、事業の推進を図る。	地権者等	○		○		○		
道路整備事業関連事務	市長 都市局 まちづくり推進部 日進・指扇周辺まちづくり事務所	平成18年4月1日	道路整備を行うため、地権者の確認、補償交渉及びその手続き、道路用地寄附申請等を必要とするため。	地権者	○	○	○		○		
まちづくり協議会関連事務（日進駅周辺）	市長 都市局 まちづくり推進部 日進・指扇周辺まちづくり事務所	平成16年4月1日	まちづくり協議会の会議を開催するために必要な事務連絡等を行う。	協議会の会員	○						
指扇土地区画整理事業地区外アクセス道路整備事業	市長 都市局 まちづくり推進部 日進・指扇周辺まちづくり事務所	平成28年8月12日	西大宮駅の南口側は駅へ直結する幹線道路がなく狭隘であることから、交通利便性が劣悪であるため、アクセス道路を整備するもの。これに関して、測量調査や地権者との交渉、意向調整等の事務を行い、事業の推進を図る。	アクセス道路予定区域関連地権者	○	○	○	○	○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
指扇土地区画整理事業 地区内の公園整備事業	市長 都市局 まちづくり 推進部 日進・指扇周 辺まちづくり事務所	令和5年10月26日	指扇土地区画整理事業地区内に計画予定の街区公園について、地域住民との意見交換等を行い、公園整備の推進を図る。	土地区画整理権利者、近隣 住民、公園利用予定者	○	○		○	○		
地元対応事務	市長 都市局 まちづくり 推進部 浦和東部ま ちづくり事務所	平成13年5月1日 平成19年4月1日	浦和東部・岩槻南部地域整備推進事業地区内に係る権利者及び権利者組織との打合せ・意向把握・調整等の事務を行い、事業の推進を図る。	権利者、関係住民	○	○	○		○		
権利者情報取扱事務	市長 都市局 まちづくり 推進部 浦和西部ま ちづくり事務所	平成13年5月1日 平成19年4月1日	武蔵浦和、西浦和各駅周辺市街地開発事業に係る権利者の権利内容等を把握し、事業の推進を図る。	市街地開発事業権利者	○		○				
地元対応事務	市長 都市局 まちづくり 推進部 浦和西部ま ちづくり事務所	平成13年5月1日 令和4年11月1日	武蔵浦和、西浦和各駅周辺市街地開発事業に係る権利者、権利者組織などと打合せ・調整等の事務を行い、事業の推進を図る。	市街地開発事業権利者、自 治会長、商店会長	○	○	○		○		
建築行為対応事務	市長 都市局 まちづくり 推進部 浦和西部ま ちづくり事務所	平成13年5月1日 平成19年4月1日	武蔵浦和、西浦和各駅周辺市街地開発事業区域内における建築行為等の事前調整を行う。また建築に際しての申請・届出等の取扱事務を行い、事業の円滑な推進を図る。	市街地開発事業権利者	○	○	○				
代替地情報取扱事務	市長 都市局 まちづくり 推進部 浦和西部ま ちづくり事務所	平成13年5月1日 平成30年5月22日	武蔵浦和、西浦和各駅周辺市街地開発事業に係る代替地情報を収集、活用することで、事業の推進を図る。	代替地提供者	○		○				

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
用地取扱事務	市長 都市局 まちづくり 推進部 浦和西部ま ちづくり事務所	平成13年5月1日 平成19年4月1日	武蔵浦和、西浦和各駅周辺市街地開発事業に係る用地取得・売却に関する手続事務を行い、事業の推進を図る。	用地取得者・売却者	○		○				
補助金等交付事務	市長 都市局 まちづくり 推進部 浦和西部ま ちづくり事務所	平成13年5月1日 平成19年4月1日	武蔵浦和、西浦和各駅周辺市街地開発事業に係る補助金・交付金等の交付に係る手続事務を行い、事業の推進を図る。	市街地開発事業権利者	○				○		
事業用地及び事務所施設使用許可事務	市長 都市局 まちづくり 推進部 与野まちづ くり事務所	平成13年5月1日 平成19年4月1日	事業用地及び事務所施設使用許可証の発行事務。	申請者	○						
与野駅西口地区まちづくり協議会事務	市長 都市局 まちづくり 推進部 与野まちづ くり事務所	平成13年5月1日 平成19年4月1日	土地区画整理事業推進のため、与野駅西口地区まちづくり協議会事務局事務を行なう。	会員	○						
与野本町駅周辺地区まちづくり推進協議会の運営支援業務	市長 都市局 まちづくり 推進部 与野まちづ くり事務所	平成28年11月20日	与野本町駅周辺地区まちづくり推進協議会の運営支援を行うため会員の連絡調整等の事務を行う。	与野本町駅周辺地区まちづくり推進協議会会員	○			○	○		
歴史を伝える本町通りのまちづくり	市長 都市局 まちづくり 推進部 与野まちづ くり事務所	令和3年10月18日 令和4年2月28日	与野本町通り街並みづくり会議の運営支援を行うため、参加者の連絡調整等の事務を行う。	与野本町通り街並みづくり会議参加者	○			○	○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
岩槻歴史街道事業	市長 都市局 まちづくり 推進部 岩槻まちづ くり事務所	平成26年11月13日 令和3年6月1日	岩槻駅周辺地区の地域資源を活用しながら、住民等と市の協働でまちの魅力を向上させ、にぎわいの創出を目指し“と”“みちづくり”に取組みます。	岩槻歴史街道の沿道住民等	○					○	
氷川の杜まちづくり協 議会運営事務	市長 都市局 都市整備部 氷川参道対策室	平成21年4月1日	氷川の杜まちづくり協議会の事務局運営のため、必要な事務連絡等を行い、協議会活動を支援する。	氷川の杜まちづくり協議会 会員	○						
氷川参道歩行者専用化 検討協議会運営事務	市長 都市局 都市整備部 氷川参道対策室	平成26年4月1日	氷川参道歩行者専用化検討協議会設置要綱に基づき設置される協議会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡及び報償費の支払い等を行う。	氷川参道歩行者専用化検討 協議会委員	○	○	○				
桜木駐車場用地活用の 推進	市長 都市局 都心整備部 東日本交流拠点整備 課	平成28年8月5日 令和4年12月1日	桜木駐車場用地活用を推進するにあたり、市民等を対象に意見等の聴取を目的とした用地活用に関するアンケート等を行う。また委員会や連絡会などの委員や関係者等と事務連絡を行う。公募に応募した事業者及び選定された事業者の資力等を確認する。	本市に住所を有する方、市 内に通勤・通学されている 方、市内に事務所・事業所 を有している方、用地活用 に関し、情報・意見をお持ち の方、委員会や連絡会な どの委員、公募に応募する 事業者、関係者など	○	○	○	○	○		
大宮駅グランドセント ラルステーション化構 想の推進	市長 都市局 都心整備部 東日本交流拠点整備 課	平成28年8月15日 令和3年7月1日	「大宮駅グランドセントラルステーション化構想」を推進するにあたり、シンポジウムの講師や会議などの委員やオブザーバー等の事務連絡を実施するため。また構想に関するアンケート等により市民意見を聴くとともに、会議等の傍聴者受付を行うため。また、地籍調査などにおける土地所有者等の調査及び地籍境界調査票等の管理を行うため。	会議などの委員、委員代理 出席者及びオブザーバー、 傍聴者、大門町1丁目・2丁 目、仲町1丁目・2丁目、宮 町1丁目・3丁目4丁目・5 丁目、錦町などに土地や建 物等を所有する関係者など	○	○	○	○	○		
田島大牧線道路整備工 事等取扱事務	市長 都市局 都心整備部 浦和駅周辺まちづく り事務所	平成19年6月22日	街路整備事業のため、所管する田島大牧線（高砂工区）に関わる用地取得等及び道路整備工事を行う。	当該事業権利者	○						

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
浦和駅西口南再開発事業推進事務	市長 都市局 都心整備部 浦和駅周辺まちづくり事務所	昭和62年2月1日 令和1年10月17日	事業の推進を図るため、所管する再開発事業における権利者及び権利の所有形態を把握する。	当該事業権利者	○						
浦和西口停車場線道路整備工事等取扱事務	市長 都市局 都心整備部 浦和駅周辺まちづくり事務所	平成23年4月1日	街路整備事業のため、所管する浦和西口停車場線に関わる用地取得等及び道路整備工事を行う。	当該事業権利者	○						
民間共同開発支援業務	市長 都市局 都心整備部 大宮駅東口まちづくり事務所	平成12年4月1日 平成19年4月1日	補助金の審査等の際に必要なため。	地区別関係権利者	○	○	○		○		
事業用地取得及び道路整備業務	市長 都市局 都心整備部 大宮駅東口まちづくり事務所	平成12年4月1日 令和4年11月18日	事業用地の取得・補償及び道路整備に伴い、契約・支払・連絡等の業務を行なうため。	売買・補償契約等の相手方	○		○		○		
大宮駅東口まちづくり団体関連業務	市長 都市局 都心整備部 大宮駅東口まちづくり事務所	平成13年5月1日 令和3年5月18日	大宮駅東口におけるまちづくり団体等において、まちづくり支援補助金申請、完了実績報告書、請求書等の処理及び勉強会加入者の会員名簿等の活用により、地域のまちづくり事業の円滑な執行を図る。	大宮駅東口におけるまちづくり団体の会員	○	○	○				
まちづくりに関する情報発信事務	市長 都市局 都心整備部 大宮駅東口まちづくり事務所	平成29年10月13日	大宮駅周辺のまちづくり団体、自治会、商店会等に所属する方を対象に、大宮駅周辺地区のまちづくりに関する情報や、その他まちづくりに関連したイベントなどの情報提供事務を行う。	大宮駅周辺のまちづくり団体、自治会、商店会等に所属する方	○				○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
大宮駅西口空中歩廊に関する事務	市長 都市局 都心整備部 大宮駅西口まちづくり事務所	平成12年4月1日 令和3年4月1日	空中歩廊指導致準に規定する空中歩廊の適切な保守・管理のため、空中歩廊の所有者（管理者）の把握を行う。	当該施設の権利者（管理者）	○	○					
大宮駅西口第三地区市街地再開発事業等推進	市長 都市局 都心整備部 大宮駅西口まちづくり事務所	平成23年4月1日 平成28年10月7日	所管する市街地再開発事務等に係る権利者及び権利内容等を把握し、事業の推進を図る	当該事業権利者等	○	○	○		○		
大宮駅西口第五地区まちづくり推進事務	市長 都市局 都心整備部 大宮駅西口まちづくり事務所	平成30年4月1日	所管する地区内の権利者及び権利内容等並びに意見・要望を把握し、事業の推進を図る。	当該地区内権利者等	○	○	○		○		
都市計画道路上落合桜木線整備事業に関する事務	市長 都市局 都心整備部 大宮駅西口まちづくり事務所	平成31年3月19日	さいたま都市計画道路事業3・3・108号上落合桜木線(都市計画法による都市計画道路)の整備を目的として、地権者の確認、補償交渉及びその手続き等を行うもの。	当該事業権利者	○	○	○	○	○		
大宮停車場大成線の再整備事業に関する事務	市長 都市局 都心整備部 大宮駅西口まちづくり事務所	平成30年1月25日	都市再生整備計画に基づき、道路(大宮停車場大成線)整備を目的として、地権者の確認、補償交渉及びその手続き等を行うもの。	当該事業権利者	○	○			○		
屋外広告物許可事務	市長 都市局 北部都市計画事務所 都市計画指導課	平成15年4月1日 令和4年4月1日	良好な景観を形成し、黙示的風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物を表示し、又は掲出しようとする者からさいたま市屋外広告物条例に基づき行われる申請を受け付け、審査し、適正に許可を行うもの	屋外広告物の許可申請者	○		○				

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
景観法及びさいたま市景観条例に基づく届出	市長 都市局 北部都市計画事務所 都市計画指導課	平成22年10月1日 令和4年4月1日	親しみ及び愛着を感じ、かつ、誇りを持つことができる優れた都市景観の形成を図るため、一定規模以上の建築物の建築、物件の増築等を行う者から景観法及びさいたま市景観条例に基づき行う届出を受け付け、適正に処理するもの	届出者	○						
駐車場法に基づく路外駐車場の届出処理	市長 都市局 北部都市計画事務所 都市計画指導課	平成15年4月1日 令和4年4月1日	道路交通の円滑化並びに都市の機能の維持及び円滑化を図るため、路外駐車場を設置する者から駐車場法に基づき行う届出を受け付け、適正に処理するもの	届出者	○						
駐車施設附置届出処理事務	市長 都市局 北部都市計画事務所 都市計画指導課	平成15年4月1日 令和4年4月1日	さいたま市建築物駐車施設の附置に関する条例に基づき、建築物における自動車又は自動二輪車の駐車のための施設の附置を行う者からの届出を処理する。	届出者	○						
都市計画証明事務	市長 都市局 南部都市計画事務所 都市計画指導課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	申請に基づき、都市計画法等における区域区分、用途地域等の証明を行う。	都市計画証明申請者	○						
都市計画法第53条申請受付事務	市長 都市局 南部都市計画事務所 都市計画指導課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	都市計画法第53条第1項の規定に基づき、建築の許可申請等を受け付け、許可等の事務を行う。	都市計画法第53条申請者	○						
都市計画法第58条の2の規定による届出等の処理事務	市長 都市局 南部都市計画事務所 都市計画指導課	昭和58年10月15日 令和4年4月1日	都市計画法第58条の2の規定に基づき、地区計画の区域内における、土地の区画形質の変更、建築物の建築その他政令で定める行為等の届出を受け付け、適合の審査等の事務を行う。	届出者	○		○				